

◆ニホンウナギの保護措置について◆

広島県内の内水面ではニホンウナギの資源回復のため、

**10月1日から翌年3月31日までの間は、
ニホンウナギの採捕を全面禁止します。**

注： 採捕を禁止する区域は、広島県内の河川等の内水面（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）です。

ただし、小瀬川における広島県廿日市市浅原新市井原橋下流側右岸基部と同左岸基部を結んだ線から下流を除きます。

ご注意ください。

対 象	採 捕 禁 止 期 間											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
<u>全長30センチメートルを超えるニホンウナギ</u>		← × →								← × →		

※全長 30 センチメートル以下のニホンウナギは、周年採捕禁止です。

お問い合わせ先	広島県内水面漁場管理委員会
電話	082-513-5172